る給与所得控除額に相当する金額と租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十六の二第一項第一号イに掲げる場合（令和九年以後の各年分にあつては、同項に掲げる場合）における同項の規定による基礎控除の額に相当する金額の合計額とする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（令和七年十二月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の自衛隊法施行規則第六十五条の十四の規定は、この省令の施行の日以後に営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなった場合（自衛隊法施行令第八十七条の三十第一号から第三号までに掲げる場合を除く。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなった場合については、なお従前の例による。

法規的告示

○総務省告示第三百六十九号

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令（令和七年政令第三百八十六号）の施行に伴い、及び危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）第二十条の四第四項の規定に基づき、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和四十九年自治省告示第九十九号）の一部を次のように改正し、公布の日の翌日から施行する。

令和七年十一月二十一日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（地震の影響） **第四条の二十**　［略］ 2　地震の影響に関する特定屋外貯蔵タンクの設計震度の計算方法は、次に定めるとおりとする。 ［一・二　略］ 三　液面揺動の設計水平震度は次の式によること。 イ　石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号。以下この号において「区域令」という。）別表第二号、第二十四号及び第二十五号に掲げる地区ごとの区域 ［図　略］ ロ　区域令別表第十八号から第二十三号までに掲げる地区ごとの区域 ［図　略］ ハ　区域令別表第三号、第五号、第十四号及び第三十四号から第四十号までに掲げる地区ごとの区域 ［図　略］	（地震の影響） **第四条の二十**　［同上］ 2　［同上］ ［一・二　同上］ 三　［同上］ イ　石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号。以下この号において「区域令」という。）別表第二号、第二十二号及び第二十三号に掲げる地区ごとの区域 ［図　同上］ ロ　区域令別表第十六号から第二十一号までに掲げる地区ごとの区域 ［図　同上］ ハ　区域令別表第二号の二、第四号、第十二号、第三十二号及び第三十四号から第三十九号までに掲げる地区ごとの区域 ［図　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○総務省・経済産業省告示第二号

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号）別表の規定に基づき、石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定（昭和五十一年通商産業省・自治省告示第一号）の一部を次のように改正し、公布の日の翌日から施行する。

令和七年十一月二十一日

総務大臣　林　芳正
経済産業大臣　赤澤　亮正